

## 指宿市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

### 1 技能労務職員の現状

#### (1) 職種ごとの人数・平均年齢・平均給与等 (平成19年4月1日現在)

区 分	人 数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)
指宿市全体	44	48.0	332,445 円	362,179 円
学校給食員	18	43.5	328,194 円	346,633 円
用務員	12	43.6	311,683 円	335,225 円
その他	14	52.0	355,729 円	405,279 円

「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計した額であり、地方公務員給与実態調査において公表されているものです。

その他は、唐船峡そうめん流し調理員・応接員、ふれあい公園作業員、清掃職員、道路作業員です。(以下同じ)

#### (2) 民間従業員の平均年齢・平均給与等 (賃金構造基本統計調査：平成16年～18年の3ヶ年平均)

区 分	民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	参考(A/B)
学校給食員	調理士	45.9	219,900 円	1.58
用務員	用務員	53.9	227,200 円	1.48
その他	その他			

民間従業員のデータは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、事業所規模、経験年数、業務内容、非正規雇用を含めた雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

#### (3) 職種ごとの年齢別の人数 (平成19年4月1日現在)

区 分	20	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60	計
	未満	23	27	31	35	39	43	47	51	55	59	以上	
指宿市全体				2	3	7	3	3	7	8	11		44
学校給食員					2	7	2	1	2	1	3		18
用務員				1	1			2	2	5	1		12
その他				1			1		3	2	7		14

#### (4) その他給与に関する事項

##### ア 給料表

技能労務職給料表(国家公務員行政職給料表(二)に準拠)を適用しています。

##### イ 手当

扶養手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・休日給・期末勤勉手当をそれぞれ該当者に支給しています。

なお、特殊勤務手当については、現在、技能労務職員への支給実績はありません。

## 2 基本的な考え方

給料については、既に国家公務員行政職給料表（二）に基づく給与制度に改めたところであり、さらに平成 18 年 7 月には給料表の水準を平均で 1.2%引き下げるなど国の給与構造改革に準じた制度改正を行いました。

今後においても、国、県、類似団体及び民間企業における同種の職員の給与等を参考とし、市民の理解と納得が得られる給与制度の運用に取り組んでいきます。

## 3 具体的な取組内容

### 給料表

技能労務職員の給料表については、国家公務員行政職給料表（二）に基づいた給料表に改め運用しているところであり、今後とも国家公務員の制度を基本とし、必要に応じ見直しを行います。

### 手当

通勤手当、住居手当等の諸手当については、今後とも国家公務員の制度を基本とし、必要に応じ見直しを行います。

### 昇給

現在、一般行政職員に準じて行っており、今後とも適切な運用に努めます。

## 4 その他

指宿市行政改革大綱及び集中改革プランに基づき、職員給与の適正化のほか、事務事業の見直しや民間委託等の推進等に努めます。

また、技能労務職員の新規採用については、平成 18 年 1 月 1 日の合併以降行っていませんが、今後においても財政健全化に配慮しながら適正な定員管理を実施していきます。